小豆島町教育委員会後援等の名義使用承認に関する事務取扱要綱

令和3年8月1日 小豆島町教育委員会告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、各種事業に係る小豆島町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の後援、協賛又は共催の名義使用承認に関する基準及び手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 後援 事業の趣旨に賛同し、その開催に当たって名義のみの使用をもって支援 することをいう。
 - (2) 協賛 事業の趣旨に対して、賛意を表することをいう。
 - (3) 共催 事業の企画及び運営に参画し、共同開催者として責任の一部を分担することをいう。

(名義)

第3条 この告示において、後援、協賛又は共催(以下「後援等」という。)の名義 使用を承認する名義は、教育委員会とする。

(承認の基準)

- 第4条 後援等の名義使用承認を行う事業は、次の各号に該当するものでなければな らない。
 - (1) 国、地方公共団体、福祉関係団体、社会教育関係団体若しくは公益法人その他 これらに類する団体、国又は地方公共団体から事業実施の委託を受けている団体、 又は教育長が特に認める団体及び個人(以下「団体等」という。)が実施するも のであること。
 - (2) 事業内容が町民の福祉、教育、芸術文化等の向上に寄与するもので、かつ、公益性があるものであること。ただし、営利目的、政治活動又は宗教活動と認められるものは除く。
 - (3) 町の行政運営に関する基本方針等に反しないものであること。
 - (4) 事業対象が町民全体又は相当な範囲のものを対象とするものであること。
 - (5) 主催者の存在が明確で事業遂行能力が十分あると判断されるものであること。
 - (6) 入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないものであること。ただし、やむを得ず入場料等を徴収する場合は、当該事業の運営に係る必要最小限の経費で、かつ、適正な範囲の額であること。
 - (7) 開催場所、施設の公衆衛生、災害防止等に関する十分な配慮が講じられ、公序 良俗に反するものでないこと。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める要件を満たすものであること。

(申請の手続)

- 第5条 事業を行う団体等が後援等の名義使用承認を受けようとするときは、小豆島 町教育委員会後援等名義使用承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。) に次に掲げる書類を添付して、事業開始の1月前までに教育委員会に申請しなけれ ばならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 団体等の規約及び役員名簿等
 - (4) その他教育長が必要と認める書類

(承認の条件)

- 第6条 教育委員会は、前条の申請に基づき後援等の名義使用を承認したときは、次 の各号に掲げる条件を付して、小豆島町教育委員会後援等名義使用承認書(様式第 2号)を当該申請者に交付するものとする。
 - (1) 後援等の名義使用については、申請された事業についてのみ使用すること。
 - (2) 広告、パンフレットその他印刷物を作成する場合は、事前に原稿等を提出し、承認を得ること。
 - (3) 事業の実施に関し事故等が発生した場合は、速やかに教育長に報告すること。 (承認事項の変更)
- 第7条 後援等の名義使用承認を受けた者(以下「承認者」という。)が、承認された事業の内容を変更する場合には、速やかに小豆島町教育委員会後援等名義使用承認事項変更申請書(様式第3号)を教育長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 教育長は、前項の申請に基づき変更を承認したときは、小豆島町教育委員会後援 等名義使用承認事項変更承認書(様式第4号)を当該申請者に交付するものとする。 (承認取消し)
- 第8条 教育長は、承認者が次の各号のいずれかに該当したときは、承認を取り消す ことができる。
 - (1) 虚偽の申請により事業の後援等の名義使用承認を受けたとき。
 - (2) この告示に違反したとき。
 - (3) 名義を他人に譲渡し、又は転貸したとき。
 - (4) 承認事項に変更が生じ、承認されなかったとき。
- 2 教育長は、前項の規定に基づき承認を取り消したことにより生じた損害の責任を 負わないものとする。

(事業完了の報告)

- 第9条 過去に教育委員会の後援を受けたことがない事業は、小豆島町教育委員会後援等事業完了報告書(様式第5号以下「報告書」という。)を事業終了後1月以内に教育委員会に提出しなければならない。
- 2 前項に掲げるもののほか、教育長が特に必要とする事業に対して、報告書の提出 を求めることができる。

(事務処理)

第10条 後援等の名義使用承認に関する事務処理は、こども教育課又は生涯学習課 において行うものとする。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に受理している後援等の名義使用承認申請の取扱いについては、なお従前の例による。

小豆島町教育委員会後援等名義使用承認申請書

年 月 日

小豆島町教育委員会 教育長 殿

 申請者
 団体等名称

 所
 在
 地

 代表者氏名
 氏
 名

 連絡先
 氏
 所

 電話番号

下記事業について、貴町の[後援・協賛・共催]の名義使用を承認くださるよう申請いたします。

主催団体名	団体名 所在地 代表者氏名
事 業 名	
事業の目的及び申請理由	
事業内容	
開催時期	
開催場所	
対象者・人数	
事業費等予算	円
徴収予定金額	・あり(円予定) ・なし
過去の後援 名義使用実績	・あり・なし
添付書類	・事業計画書 ・収支予算書 ・規約 ・役員名簿 ・広告、パンフレット ・その他

[※] 内容は詳細に記入し、別紙がある場合は添付のこと。

 第
 号

 年
 月

 日

小豆島町教育委員会後援等名義使用承認書

様

小豆島町教育委員会 教育長

年 月 日付けで申請のあった小豆島町教育委員会後援等の名義使用について、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 内 容 「後援・協賛・共催 〕の名義使用
- 2 承認事業
- 3 名義使用期間 承認の日から 年 月 日まで
- 4 承認の条件
 - (1) 名義使用については、申請された事業についてのみ使用を承認する。
 - (2) 広告、パンフレットその他印刷物を作成する場合は、事前に原稿等を提出し、承認を得ること。
 - (3) 事業の実施に関し事故等が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告すること。

様式第3号(第7条関係)

小豆島町教育委員会後援等名義使用承認事項変更申請書

年 月 日

小豆島町教育委員会 教育長 殿

 申請者
 団体等名称

 所
 在
 地

 代表者氏名
 氏
 名

 連絡先
 氏
 名

 店話番号

年 月 日付け 第 号をもって承認を受けました事業につき、下記のとおり変更が生じましたので、承認くださるよう申請いたします。

記

変更事項	変更前	変更後

第号年月日

小豆島町教育委員会後援等名義使用承認事項変更承認書

様

小豆島町教育委員会 教育長

年 月 日付けで提出のありました変更申請について、承認します。

小豆島町教育委員会後援等事業完了報告書

年 月 日

小豆島町教育委員会 教育長 殿

申請者団体等名称所在地代表者氏名其絡先氏名連絡先住所電話番号

次のとおり貴町の [後援・協賛・共催]の名義使用承認を受けた事業が完了 したので報告します。

主催団体名	団体名 所在地 代表者氏名
事 業 名	
承認番号	
事業内容	
事業実施日	
参加者人数	
事業費等決算	
備考	

[※] この実績報告書は、事業終了後1月以内にご提出ください。